

下部構造

橋臺	種別	構造又は数量
	型式	重力式コンクリート構造
	コンクリート量	58.48 m ³
橋	型式	鉄筋コンクリート構造
	コンクリート量	440.90 m ³
脚	鉄筋	14 012.232 kg
	結束 B.W.G.20番線	70.062 kg
袖柵	型式	重力式コンクリート構造
	コンクリート量	15.00 m ³
工費		17 768.02 円
		52.40 円/m ²

使用主要材料表(上下部工)

基 础 杣	20f × 6.0 m—199本, 15f × 3.0 m—48本 18f × 5.0 m—17本
基 础 粒 石	57.20 m ³
コンクリート	701.67 m ³
セメント	3 930.4 袋
砂	309.2 m ³
砂 利	618.4 m ³
鉄 筋	44 932.711 kg
結 束 線	237.214 kg
高欄窓枠(錫鉄)	2 398.068 kg
排水装置	12箇所

工期 昭和 11 年 3 月 25 日着手、昭和 12 年 6 月 20 日竣工

設計及監督 設計: 石川県經濟部土木課 越田嘉一

監督: 石川県經濟部土木課 越田嘉一, 加藤義之

請負者 大阪 高田商事株式會社

水洗便所増加に對する一考察

准員 川井保*

1. 緒論 近代都市生活は凡て團体的であるが故に都市に於ける衛生は有機的なる存在である。これが爲には個人的には自己の周囲、團体的には都市全般の衛生的施設は吾人々生存上必須なるものでなければならぬ。都市衛生は都市そのものを生物としての排泄物取扱上の問題であつて速かにこれを處理することにある。或は都市外に驅逐することにある。

排泄は吾々生活の新陳代謝の生理的結果であつて、これを抑圧することは絶対に不可能なることである。時代を區割して見て近世に入らざる前時代に在ての吾人の尿尿は相當なる有價物として取扱はれて居り、又その處理方法も貯溜式に依る極めて幼稚なるものであつた。惟ふに都市が今日の如く濃密の度合が大でなかつた爲、尿尿處理問題は之を問題として採上げる程大したものではなかつたのである。加ふるに吾國に於ては尿尿はこれを施肥と爲す關係よりして、汲取搬出が最も便利であり且これに水を加へざることが必要條件となつてゐた爲に、在來便所に對する改善の餘地は全然無いものとされて居た。併し乍ら都市發達の趨勢に伴ふ人口集中の傾向は必然的に大都市の出現となり、都市は内面的にも外面上にも極めて驚異的な發展を遂げるに至つてから、都市に於て排泄する尿尿の量と近郊の耕地に於て必要とする肥料の量とは遙かに懸隔されたるものを作り出するに至り、都市に於ける尿尿處理法は舊慣法を以てしては到底行き詰らざるを得ない状態となつたのである。

* 元名古屋市衛生工事課勤務

屎尿は單なる汚物ではなくして不潔性を有する以上に極めて危險性を有し、傳染病の蔓延系統も屎尿を媒介とするもの最も多く、斯くの如き状態に在る都市はその進展と逆比して危險極まりなきものとされ、これに對応する爲の都市に於ける屎尿處理は農村に於ける無償提供、海中投棄處分等の過渡期を経て下水道網完備に依る汚水處分裝置の完成を見たのである。

都市に於ける便所改良も高層建築物は概ね水洗便所となりつゝあるが、一般各戸の便所に至つては今尚汲取式に依る便所が依然として多く、在來方法以上には改良されてゐない。由來便所は汚穢なる所でありこれが改良工事は都市衛生上刻下の急務ではあるが、改良上第 1 に来る問題は經濟問題であり、又都市に於ける住民はその大部分が借家人を以て占められて居ること等よりして、此の種事業に對する見透しは極めて爲し難いのである。併し乍ら家庭に於ける便所設備の不完全より生ずる所の吾々の蒙むる損害は實に莫大なる額である。これ等の實例は茂庭博士著“下水工学大意”に列記されてある通りであつて、歸する所都市は便所が汲取式なるが故に不必要的二重負擔を必要とせざるを得ない現状である。又同著に於て汲取便所と水洗便所との衛生的價値をも比較してある。

都市衛生の有機的なることは既に述べた。各人が眞の經濟、眞の衛生、眞の健康に自覺せる便所改良は都市衛生に對して最大なる役割を演ずるものであらうと考へらる。

都市汚水處分裝置完成に伴ふ便所改良工事は下記の如く 2 種に分別し得る。

1. 現在汲取便所の改良
2. 水洗便所の普及

併してこれが裝置には下記 3 項を具有する。

1. 適當なる形狀の便器の配置
2. 給水に依る完全なる洗滌裝置
3. 防臭を備ふる完全なる排水裝置

即ち陶器材料、給水材料、排水材料、施工等と區劃爲すのであるが、今これ等を一々此處に採上ぐれば貴重なる紙數を 50 枚は費やすであらう。私は都市汚水處分裝置竣工に伴ふ放流區域制定と共に、發動され得る可能性極めて濃厚なる市街地建築物法施行規則第 12 條第 2 項の効果に就き、該法の發令を見たる名古屋市に於ける實例を調査し、これを飽く迄も自由に論じたく思ふ。

2. 名古屋市役所衛生工事・務所 昭. 5. 10. 名古屋市が促進汚泥法に依る廻留、熱田兩處理場竣工に伴ひ、該區域内下水道は地方長官指定の下水道と認定されるに至り、改良便所の普及並に獎勵は名古屋市保健部の弛まざる努力に依り行はれて來たのであるが、昭. 7. 5. 名古屋市に開催せられたる第 3 回全國都市問題會議總會に於て、名古屋市水道部長池田篤三郎氏は下記の如き論及を爲して衛生工事・務開設の用意ある旨を仄めかしたのである。

即ちこれを議事録より引用すれば、尙將來は適當なる法令を持ちまして今後汲取便所の新設を禁じ、又更に進んでは相當猶豫期間を置きまして在來の汲取便所を水洗便所に改造を命ずると云ふことにならねばならぬ。併し乍ら名古屋市では斯かる強制手段に出る前に市民に自發的に改造を促がすために次の 4 項を行ふ計画である。

第 1 には市が自身で持つてゐる所の建物の便所をウォータークロッセットに改造する。

第 2 には市が市民に代り、市民個人に代つて便所を改造し、その改造費は長期の月賦で市民がこれを納付する。

第 3 には私人の便所の改良に關しては市が設計並に監督の依頼に応ずる。

第 4 には便所の器具材料等は市に於て大量購入しこれを衛生工事の公認請負業者を定めこれに安價で供給する。

以上の如き論旨に依り名古屋市衛生工事々務所が市民の爲には經濟上多大の便宜を計り、而して亦一面には汚水處理場活用の範を示さんものとして創設されたのは昭. 7. 11. である。

當初の計畫に依れば 2 ヶ年間に 30 000 戸を施工せんとしたものであつて、その意氣込は實に戰場の如きものであつた。先づ第 1 に處務規定の定めあり、次に水洗便所築造に關する條例並に工事施行細則、工事請負人規定、工事標準設計書等を制定或は作製し、材料の購入を開始したのである。併して工事を市營造物便所改良工事（第 1 に相當するもの）及一般各戸便所改良工事（第 2 に相當するもの）とに分割爲し、各戸便所改良工事には即納工事、分納工事の 2 種を設けて昭. 8. 2. 工事受付を開始し、これと並行して市營造物便所改良工事に着手した。

今此處に昭. 8. 2.～昭. 11. 3. 迄に於ける一般工事受付數を示せば表-1 の如くである。

尙昭. 5. 10. の處理場竣成より昭. 8. 2. の衛生工事々務所開設に至る迄の間に於ける水洗便所施設戸數は 2 165 戸である。

表-2 はこれが増加數を各年を基準と爲して求めたるものである。此の分に對しては昭. 7 年度は除外した。

以上衛生工事々務所事業成績に於て特に記載しなければならぬことは昭. 8. 12.¹⁾ 露橋處理場並に昭. 10. 5.²⁾ 億馬町處理場工事完成に伴ふ作業運転開始あり、前者に於て 44 178 戸、後者に於て 13 440 戸が新に放流區域に編入せられ、その他次々に着手された下水道工事完成に依る當初處理區域内の擴張等よりして、最初の約 80 000 戸より一躍 2 倍に近い、153 555 戸（昭. 11. 6. 現在）を算するに至り實に名古屋市全戸數の 3/4 に近いものを占むるに至つたのである。

尙昭. 12. 3. 名古屋市發行に係る“大名古屋”に依れば水洗便所施設件數として表-4 の如く記載されてあるが、これは惟ふに大小便所 1 ヶ所を 1 件と爲して算出したる數であるやうに思はれる。即ち表示したる一般各戸の中にはビルヂング、百貨店、学校等の如き多數大小便所の設備あるものも 1 戸として含有されてゐる爲である。私が特に受付數を掲げたのは月々に依る変動を各位に供覧致したく思考したに他ならない。

他方これと並行して着手された市營造物便所改良工事は所定の計畫に従つて此の 4 ヶ年の中昭. 7, 8, 9 年度を以て学校、市場、紹介所、住宅等々計畫分の完了を告げたのである。

3. 成績の検討 以上 4 ヶ年の實績は、これが宣傳方法に萬遺漏なきを期し乍ら（それは實に凡ゆる機會、凡ゆる時、凡ゆる箇所を把握しての宣傳方法であつた）總數 10 237 戸と謂ふ總戸數に比較しては 7% にも充たず、當初の計畫に比しても且又分納工事に於ても利用者は意外に僅少であつたのである。

これら成績不振の原因として寄つて来る所のものは多々數へ挙げ得られるであらうが、下に列舉するものはそ

表-1. 衛生工事々務所一般工事受付數

年	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月
合	62	96	139	173	210	160	104	146	184	214	259	212	267	451	228	274	161	219	
1	57	128	159	161	151	152	129	125	112	121	128	126	130	131	130	130	130	130	130
2	52	126	266	262	192	252	172	212	284	263	201	36	36	36	36	36	36	36	36
3	42	123	172	44	161	239	171	235	359	53	129	229	229	229	229	229	229	229	229
4	41	156	170	36	193	154	154	228	395	66	269	326	326	326	326	326	326	326	326
5	41	81	275	31	192	168	168	276	65	224	296	296	296	296	296	296	296	296	296
6	23	117	146	22	126	162	162	171	229	19	229	229	229	229	229	229	229	229	229
7	20	74	109	23	123	132	132	133	196	220	220	220	220	220	220	220	220	220	220
8	17	61	95	19	123	129	129	129	24	57	129	129	129	129	129	129	129	129	129
9	9	41	22	69	21	124	149	23	118	182	50	156	214	214	214	214	214	214	214
10	50	28	70	40	195	179	179	179	179	179	179	179	179	179	179	179	179	179	179

△：内訳不明、△：未登録、△：未登録

表-2. 増加比較

年	戸数	前年	増
10. 2	40	1345	1151
11. 2	41	1141	220
12. 2	105	121	224
1. 2	105	121	216
2. 2	91	112	19
3. 2	41	22	189
4. 2	50	28	22

△：内訳不明、△：未登録、△：未登録

表-3. 處理區別戸數並人口

区	戸数	人口
1	6,320	92,210
2	5,246	27,163
3	2,460	11,751
4	2,658	16,576
5	6,557	93,718

△：内訳不明、△：未登録、△：未登録

表-4. 年別衛生工事施設件數

年	件数	戸数
10. 7	1	8
11. 7	442	164
12. 7	541	220
1. 7	123	304
2. 7	594	282

△：内訳不明、△：未登録、△：未登録

^{1), 2)} 簡易處理場にして 30 人以上使用の便所に在ては別に制定せる所の廃敗槽規定を適用するものにして、その後露橋處理場は曝氣槽処理に依る本格的處理を開始せるに依りこれが規定を必要としなくなつた。

の最なるものではないかと考へられる。

(1) 経済界の不況： 施工爲したる一般各戸を通覽するに中産階級以上の者が頗る多い。故に分納工事利用者は尠かつた。少くとも都市に於ける大部分を占むると目される所の所謂庶民階級各戸に於て斯くの如き經濟を直接相伴ふ工事の如何に至難であるかと謂ふことを如實に證明してゐる。

(2) 新築家屋に就て： 新築家屋に於て該家屋が自家使用に依るものには概ね工事は施工せられるが、借家にして漸次都心を缺くるに隨ひ汲取式便所と爲すものが見受けられた。併し乍らこれ等は都市衛生思想水準の向上と相俟つて是正され得るものと思はれる。衛生工事々務所既設調書に依れば 4000 戸に對する新築戸數は 437 戸であるが、此の數字は該調書が新、増、改築等を調査するには不備なる點があり、實際の數字はこれより稍大なるものであらうと思はれるが唯参考數として御含み置き願ひたい。

(3) 放流區域外に居住する知識階級： 所謂知識階級と稱す可き人士に於て、その施設の必要を充分認め居る者に於て、郊外に居を構へ放流區域外に在ることは市内商家等の半強制的施設と對比して、聊か注目せらる可きものと思はれた。

(4) 尿尿汲取手數料との關係： 名古屋市に於ける尿尿汲取は全市戸數の 91% (昭. 11. 12. 現在) を算してゐるが、これが尿尿汲取手數料は便壺 1 個又は便房 1 ケ所に就き 1 ヶ月 24 錢を徵收してゐる。即ち分納工事に於て工事月賦料金と汲取手數料との開きに依る觀念の相違である。從來汲取式大小便所 2 ケ所の設備ある家が水洗便所と爲すに當つて、その中 1 ケ所を施工し他 1 ケ所を取扱し又は廢止することは往々にして見受けられたのである。

(5) 水道使用料との關係： 大 9 年に改訂爲したる名古屋市給水條例に依れば全部計量制でありこれに依る給水料率が定められてゐる。普通一般家庭に於て消費する所の所謂家事用としての水道料金は最低 1 ヶ月 11.0 m³ 迄 60 錢であつて、これを超過するものに對しては 1.0 m³ 迄毎に 7.8 錢を徵收してゐる。尙ほに支栓の設備ある場合として支栓 1 ケ所に就き 1 ヶ月最低料金 10 錢以内最低水量 1.0 m³ 迄を增加す、とある故に今此處に大小便所 1 ケ所の施工を採上ぐれば最低料金 1 ヶ月 80 錢最低水量 1 ヶ月 13.0 m³ となる。庶民階級に於ては工事施工後に於ける水洗便所使用水量を著るしく過大に信じて工事月賦金に使用水料を加へる時は相當大なる負擔として施工を躊躇したものがあつた。名古屋市に於ては大便所 1 回使用水量 10 litre, 小便所 1 回使用水量 1 litre を放水して稀釋放流してゐる。即ち大便 2 回、小便 6 回としての 1 人 1 日 使用水量は 26 litre である。

(6) 借家人對家主の問題： 放流區域内居住の借家人にして施工の意志あるも家主が承知して呉れなかつたが爲に工事が出來なかつた例があつた。これ等を申込者別に區分したのが表-5 である。これには既設戸數 6500 戸に依り調査した。衛生工事々務所創設當時は自家施工のものが多くこれが断然 1 位を占めた。これ等は多分に先づ自家に施工し併して使用の結果成績良好であるならば借家にも施工せんとする意志を有しての試験的意味を含まれたものであると考へて至當である。而して次に借家にして家主施行のものが漸次大を占むるに至つた。借家にして借家人施工のものは大体に於て商家が多い。これ等の大部分が家主との交渉或は折合が旨く行かなかつたものであると云ふことは、必然的に分納工事を選んだと云ふことは一目して自から判然とする所である。

尙自家施工の中には高級なる材料を使用して施工されてある分が多數含有されてゐることは謂ふ迄もない。

申込者	戸数	HP	戸数
13 正規	630	132.9	2459
12 業者	411	227.6	2697
11 住民	140	61.4	1354
計			

戸数 6500 戸

(7) 腐敗槽規定の適用：名古屋市簡易處理場に在つては腐敗槽規定を設けて居住者 30 人以上の使用する便所改良工事に適用してゐる。これが爲に工場或は多人數集合の戸に於て該規定の適用を受くるものは腐敗槽を設置して迄も施工の必要を認めずして中止した例があつたのである。少くとも都市に於て便所改良工事の必要を認めらるゝ以上腐敗槽の設備を有さゞれば處分することの出來ない汚水處理場なら持たない方が好いと思ふ。此の場合近時喧しく論ぜられる工業廢液問題は別とする。

(8) 都市衛生思想普及の問題：此の種事業の遂行に當つて一般大衆の衛生思想に俟つ可きものゝ多いことは謂ふ迄もないが、抽象的ではあるが、現實的に重要性を思はしむべき或る何物かゞなければ徹底を期せられないやうである。

以上に於て事業不振の依つて來る原因を指摘爲し得たと信ずるが、此の 4 ヶ年に於ける成績の中、昭. 10 年度に於て稍認む可き增加を爲してゐるのは、都市水準の向上と名古屋市未曾有の盛典たる“汎太平洋名古屋平和博覽會”に依る影響を見逃がしてはならぬ。惟ふに名古屋市が近世大都市形態を整へるに至つた最初は席内に建設せられたる市廳舎を以てその段階と目して可である。以後高層建築物の林立は 20 指を以て餘りあり、これ等に依る事業界の活潑なる動きは必然財界に好転を齎らしたものと謂ひ得られ、就中市内中央部に於ける道路改良區割整理等の執行に依る增加（此の分名古屋駅附近を除き本町線を加へて約 610 戸）は實に宣傳その他の方法を何等要せずして實を擧げ得たものである。

4. 名古屋市に於ける禁止區域令の適用 再び昭. 7. 5. 開催の第 3 回都市問題會議々事録を引用する。當時大阪市藤田弘直氏は、“現在此の處理區域内 8 萬の中に水洗便所の數が 1300、約 2.1% と云ふことが、もう既に下水處理場が出來上つて約 1 ヶ年半にもなると云ふのでありますからして 2% と云ふのは餘りにも少くないか、何か其處に其の改造を督勵される方法に就てもう少し徹底的御考が必要ぢやなからうか、斯う云ふ具合に自分は考へてゐるのである。その方法と申しますと餘り烏鵲がましいかも知れぬが、矢張り之は警察令を以て取締ると云ふ方法が何うしても必要ぢやないか、唯個人の意志に任して置いたと云ふのでは現に東京市に於ても三河島處分場が完成して既に 10 年に垂んとしてゐるにも拘らず水洗便所に改造された數は左程多數でないと云ふ前令もあるので斯う云ふ惡例を何うしても名古屋市に於て改めて戴きたいと云ふことを私は切望して止まないのである。”と論及せるに對し名古屋市池田篤三郎氏は 2 節に於て詳述したるが如き主旨を繰々繰り返し、漸進主義を取るも亦一法である見地を明らかにしたのである。

併し乍ら衛生工事々務所の實績如上の如く振はざる現況に於て、漸進主義に依る第 1 階段として市街地建築物施行規則第 12 條第 2 項所謂放流禁止區域令の適用は愛知縣令を以て定められ昭. 11. 4. 市内中、東、西の 3 區内の 1 部、市としては中樞區域である所の約 40 000 戸をその發令區域として將來建物の新、増、改築の場合に際しては、便所は水洗便所と爲すに非ざれば許可せず、との方針を探つたのである。

これは眞に劃期的な法令であつて私の淺薄なる知識を以てすれば、東京市の丸ノ内地帶が該法の適用を受けてゐるが如くに聞き及んでゐるが、左に非ずとすれば該法の發動は實に全國都市最初のものではないかと思はれる。

これが法令發動の效果を調査する爲に發令されたる昭. 11. 4. を基準と爲して前後 1 ヶ年に亘り即ち昭. 10. 11. 兩年度分合計 6 436 戸を禁止區域内及外に分け比較したのが表-6 である。

尙昭. 12. 2. 名古屋駅竣工に伴ふ第 2 次禁止區域の發動を同駅附近南北に沿うた部分（約 10 000 戸）に見たが

表-6. 放流禁止區域制定
後に於ける工事受付戸
数と前年との比較

年	昭. 10.	昭. 11.
戸	戸	戸
区域内外	188	623
区域内外	652	1543
区域内外	120	220
計	765	2371
		計戸数 5336 戸

未だ日月浅きに失するを以て除外した。

5. その検討 表-6 に依りて判然とするが如くに分納工事に於ては昭. 11 年度總數は昭. 10 年度總數よりも少いにも拘らず、逆に禁止區域内戸數は増加してゐることを知る。

これは一面に於ては法の效果も意味してゐるが尙それよりは該區域内が名古屋市の中心地帶であつて割然たる商業地區の構成を爲し、相當に接客業者多くこれ等の住居の移動が必然的に便所の改良を促進させるものであつて、これ等の大部分が借家人であり即納工事を爲すに於ては經濟的過重に耐へ難きものあるが爲に分納工事を選んだものではないかと考へられ表-5 に於ける借家にして借家人施工に多分の關係を有するものである。故に法の效果は間接的に擧げ得たものと解して至當である。

表-6 増減百分率を求むれば下記の如くであつて分納工事に於て稍認む可き増加を擧げたるも、即納工事に於ては小率なりとは雖も却つて逆に區域外に増加し、合計に於てのみ 7.6% の増加を示し得たのである。

3 節に於て述べたる所の道路改修並に區劃整理等に依る施工のものは凡て禁止區域内であつて、此の兩年に含まれるもの最小に於て 210 戸と推算して差支へない。

さすればこれ等事業竣工の際には寧ろ數字は漸減の道を辿るのではあるまいかと豫想され得るのである。

この増減百分率に依り明らかなるが如く、名古屋市に於ける水洗便所増加を論断するに對して、これが増加躊躇を禁止區域制定に根據を置くことは聊か尙早と謂はねばならぬ。成る程多少の増加を求め得られたには相違ないが、これを以ての“大名古屋” 誌記載に依るが如き大なる原因を爲したものであるとは考へられぬ。同書は施設件数を表示したるもので月々繰り越さるべき即ち昭. 10 年度申込に依る昭. 11 年度施工分を多分に含まれてゐるものである。

惟ふに名古屋市は人口 110 萬を突破し本邦都市中第 3 位を占め、人口の過半數は工業に依りて衣食する所謂工業人口にして、その發達は時勢と並行して寧ろ區域外に目醒ましく、又一面には該法令の發動を見たる區域は名古屋市中樞區域にして大名古屋市繁榮の基礎ともなる可き重要地帶なれば、該區域内居住の各戸は法令の適用を受けざると雖もその多くは建物の新、増、改築の場合に際してはこれと同時に便所の改造は進んで自發的に行はれしものと見て至當であり、これが爲に該法令發動に依る期待すべき増加を求め得られなかつたものであると看做して誤りないやうである。

以上に於ける論断が前後儀か 1 ヶ年の調査に基づくことは冒險且輕率の誇りを免れ得ざる所あるかも知れぬが、併し乍らこれ等論據に依て大略察知することを得るは決して不可能なることではない。

分納工事料金は下記の如くであつて本調査期間中に於ける変動はなかつた。

昭. 8. 2. 制定(開設當初)、月 1,200 円宛 6 ヶ年月賦

昭. 9. 4. 制定(工法改正に依る)、月 1,000 円宛 6 ヶ年月賦、月 5,200 円宛 1 ヶ年月賦

昭. 12. 5. 制定(物價昂騰に依る)、月 1,200 円宛 6 ヶ年月賦

因に分納制度の中 1 ヶ年月賦は 6 ヶ年は餘りに長過ぎると云ふ聲の爲に制定されたものであるが、その利用者は渺かつた。試みに記せば昭. 10 年度に於て 22 戸であった。

^{a)} 表-4 参照

6. 結論 以上を結論するに名古屋市衛生工事に於ては漸進的に進む見地よりして必然的に次々と放流禁示區域の擴張を見るであらうことは言を俟たない。斯くなればこれ等に依つて水洗便所の増加傾向は當然漸増の趨勢を辿り將來に於て名古屋市は水洗便所に一変されるであらう。要は積極的と消極的との見解の相違に依るのであるが、唯此處に論じたのは市街地建築物法施行規則第12條第2項の發動もその制定區域の如何に依ては、法の效果は唯間接的にのみ擧げ得られ顯著なる效果を望むことは期待出來ず、寧ろ斬新なる該法の手前聊か根據薄弱なるものとさへ謂ひ得られると云ふことを論じたるものである。斯くなりて昭.7.これが所論を發表せる大阪市藤田弘直氏の説は卓見と稱し得べく、近時各都市に於て此の種事業の計畫並に統制ある實施の聲を聞くとき或は名古屋市の衛生工事事業は一番早く始めて獨り一番遅く迄掛るのではあるまいかとさへ杞憂せらるゝのである。
・私は眞に易々たる屬吏であるが都市に於ける衛生工事が將來勃興すべき實現性と重要性とを具有するにも拘らず、爲政者が動もすればこれを等閑視する傾向あることは歎す可きことゝ思ふ。

惟ふに都市の都市たる所以は都市特殊機能の運営並にその發展にある。都市に於ける屎尿處理の根本的解決が汚水處分にありと断定せらるゝからに於ては、都市衛生工事運営の方策はもつと積極的に出て差支へないのであるまいか、緩漫なる方策を探るに於てはその事業は過ぎたる跛行狀態を免れ得ざるものと豫想し得るは決して難くないのである。

附 記

表-1 並に表-6 は工事受付數を示したるものであつてその中には少數なれど工事未着手のものがある。これ等の中には時に工事取消を申出づるもの等もあり或は此の種發生事故に依り表記載の數字は多少の開きを生ずるやも計り知れぬが、これは止むを得ぬことであり、又これ等少數の開きに依り本論に誤判を來すが如きことなきを確信する。